成年後見制度利用促進計画策定の考え方について

1 計画の根拠及び経過

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、市町村計画を定めるとされています。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

このことから、現在あきる野市では、令和5年度策定中の次期、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者福祉計画にそれぞれ盛り込み、この取組を成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村計画として位置づけています。

第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)抜粋

【成年後見制度の普及と利用促進】

認知症の症状があるなど判断能力が十分でない高齢者などの権利を守り、 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、本人の意 思決定を支援し、必要なサービスを利用できるようにするとともに、適切に 財産を管理することが必要です。

このため、必要な人が適切に成年後見制度を利用でき、また、利用者がメリットを実感できる制度とするため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う、社会福祉協議会に設置した「中核機関」を中心に、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行います。

また、身寄りがないなどの理由で申立てができない場合の市長申立てや 申立て費用、報酬費用の助成についても必要に応じて対応します。

成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、法人後見の実施 や市民後見人の活用に向けて検討・協議を進めます。

あきる野市障がい者福祉計画(案)抜粋

【成年後見制度の利用促進】

成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度についての理解を深め、成年後見制度の利用が相当と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、身寄りがないなどの理由で申立てができない場合の市長申立てや、申立て費用、報酬費用の助成についても必要に応じて対応する等、引き続き権利の擁護を図ります。

成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、また、利用者がメリットを実感できる制度とするため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う、社会福祉協議会に設置した「中核機関」を中心に、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行います。

成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、法人後見の 実施や市民後見人の活用に向けて検討・協議を進めます。

2 位置付け

成年後見制度利用促進の取組については、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項のひとつとされています。

|市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

【市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項】

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方

「あきる野市地域保健福祉計画」は、社会福祉法(昭和 26 年法律 45 号)第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

令和7年度から5年間の「地域保健福祉計画」の策定に当たり、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備や拡充等による地域福祉の推進を図るため、成年後見制度利用促進計画を包含することとしました。(資料3-2参照)

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 基本目標

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」

5 計画の内容及びスケジュール

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第二期成年後見制度利用 促進基本計画を踏まえ、成年後見制度利用促進協議会において協議を進めます。 令和6年度は成年後見制度利用促進協議会を年3回程度開催し、成年後見 制度利用促進計画(案)について協議していきます。